

▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊

(ドットフォンサービス)

目次

第1章 総則	3
第1条 適用	3
第2条 用語の定義	3
第2章 ドットフォンサービスの種類等	3
第3条 ドットフォンサービスの種類	3
第4条 ダイヤルアウト	4
第3章 契約	4
第1節 削除	
第5条 削除	
第6条 削除	
第7条 削除	
第8条 削除	
第9条 削除	
第10条 削除	
第11条 削除	
第12条 削除	
第12条の2 削除	
第13条 削除	
第14条 削除	
第2節 第2種ドットフォンサービスに係る契約	4
第15条 第2種ドットフォンサービスの区別	4
第16条 第2種ドットフォンサービスの契約の単位	4
第17条 第2種ドットフォン契約申込みの方法	5
第18条 第2種ドットフォン契約申込みの承諾	5
第19条 I P電話番号	5
第20条 通信チャネル数の変更	5
第21条 その他の契約内容の変更	5
第22条 発信番号通知	5
第23条 削除	
第23条の2 国際電話利用休止機能の提供	6
第24条 第2種ドットフォン契約に基づく権利の譲渡	6
第25条 当社が行う第2種ドットフォン契約等の解除	6
第3節 削除	
第26条 削除	
第27条 削除	
第28条 削除	
第29条 削除	
第30条 削除	
第30条の2 削除	
第31条 削除	
第32条 削除	
第33条 削除	
第34条 削除	
第34条の2 削除	
第34条の3 削除	
第34条の4 削除	
第35条 削除	
第35条の2 削除	
第3章の2 付加機能	6
第35条の2の2 付加機能の廃止	6
第4章 利用停止	7

第 35 条の 3	利用停止	7
第 35 条の 4	利用限度額の設定	7
第 5 章	通信	7
第 36 条	通信利用の制限等	7
第 37 条	回線による制約	7
第 38 条	ボイスハードウェア等による制限	7
第 39 条	料金適用上必要な事項の測定等	8
第 6 章	料金等の支払義務	8
第 40 条	定額利用料等の支払義務	8
第 41 条	ダイヤルアウト通信料の支払義務	9
第 42 条	削除	
第 42 条の 2	削除	
第 7 章	保守	9
第 43 条	ボイスハードウェア等の使用に係る責任	9
第 8 章	責任の制限	10
第 44 条	責任の制限	10
第 9 章	雑則	10
第 44 条の 2	削除	
第 45 条	電話番号案内	10
第 46 条	電話帳	10
第 47 条	番号情報の提供	11
第 48 条	ドットフォン契約者に対する通知	11
別記		12
1	電話帳の普通掲載	12
2	電話帳の掲載省略	12
3	電話帳の重複掲載	12
4	削除	
料金表		13
通則		13
第 1 表	料金（附帯サービスの料金を除きます。）	15
第 1	利用料金	15
第 2	削除	
第 2 表	工事に関する費用	
(工事費（附帯サービスの工事費を除きます。))		30
第 3 表	附帯サービスに関する料金	32
第 1	重複掲載に関する料金	32
第 2	支払証明書の発行手数料	32
第 3	削除	

第1章 総則

(適用)

第1条 当社は、I P通信網サービス契約約款共通編(以下「共通編」といいます。)第1条(約款の適用)第2項に規定する別冊としてこの別冊を定め、共通編に加えてこの別冊によりドットフォンサービスを提供します。

(用語の定義)

第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 削除	削除
2 削除	削除
3 第2種ドットフォン契約	当社から第2種ドットフォンサービスの提供を受けるための契約
4 第2種ドットフォン契約者	当社と第2種ドットフォン契約を締結している者
5 削除	削除
6 削除	削除
7 ドットフォン契約者	第2種ドットフォン契約者
8 削除	削除
9 第2種ドットフォン利用回線	当社が別に定める回線であり、第2種ドットフォン契約に係るもの (注)当社が別に定める回線は、第2種ドットフォンサービス(タイプ1に限ります。)を利用するための電気通信回線であって、株式会社NTTドコモのI P通信網サービス契約約款(OCN)に定める第2種オープンコンピュータ通信網サービスの加入者回線等(D S L回線、光アクセス回線に係るものに限ります。)とします。
10 削除	削除
11 ボイスハードウェア	V o I Pサービスを利用するために必要な自営端末設備
12 ファームウェア	ボイスハードウェアを制御するソフトウェア

第2章 ドットフォンサービスの種類等

(ドットフォンサービスの種類)

第3条 ドットフォンサービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
第2種ドットフォンサービス	第2種ドットフォン利用回線を使用してボイスモードの通信を行うことができるもの

(ダイヤルアウト)

第4条 ドットフォン契約者は、ダイヤルアウト（ボイスモードに係る通信のうち、次に掲げる発信元から発信先に対して行うものをいいます。以下同じとします。）を行うことができます。

ただし、当社が別に定める通信は提供対象外とします。

(1) 発信元

A ボイスモードで使用する回線

a 削除

b 第2種ドットフォンサービスに係る第2種ドットフォン利用回線

c 削除

(2) 発信先

A 加入電話等設備

B IP電話設備

C 料金表第1表（料金）2-2-4のイに規定する地域

(注) 当社が別に定める通信は、次の表に掲げるものとします。

区 分	内 容
第2種ドットフォンサービス（タイプ1に係るもの）	当社のWebサイト (https://www.ntt.com/business/services/voice-video/voip/phone-office/attention.html) に掲げる通信

2 削除

第3章 契約

第1節 削除

第5条 削除

第6条 削除

第7条 削除

第8条 削除

第9条 削除

第10条 削除

第11条 削除

第12条 削除

第12条の2 削除

第13条 削除

第14条 削除

第2節 第2種ドットフォンサービスに係る契約

(第2種ドットフォンサービスの区別)

第15条 第2種ドットフォンサービスには次の区別があります。

区 別	内 容
タイプ1	第2種ドットフォンサービスのうち国際電話利用休止機能を利用することができるもの
備考	タイプ1については、第2種ドットフォン利用回線において、株式会社NTTドコモのIP通信網サービス契約約款（OCN）に定めるIPv4タイプ以外の通信プロトコルのみを利用する場合、第37条（回線による制約）に規定する制約があります。

(第2種ドットフォンサービスの契約の単位)

第16条 当社は、共通編第8条（IP通信網契約の単位）に規定する契約の単位として、1の第2種ドットフォン利用回線につき1の第2種ドットフォン契約を締結します。この場合、第2種ドットフォン契約者は、1の第2種ドットフォン契約につき1人に限ります。

2 前項の規定にかかわらず、第2種ドットフォン契約者（タイプ1に係る者に限ります。）から、新たな第2種ドットフォン契約（タイプ1に係るものに限りま
す。以下本条において同じとします。）の申込みがあった場合は、当社は、その第
2種ドットフォン契約に係る第2種ドットフォン利用回線につき当社が別に定め
る数までの第2種ドットフォン契約を締結します。

（注）本条第2項に規定する当社が別に定める数は、当社所定の書面に記載するも
のとしします。

（第2種ドットフォン契約申込みの方法）

第17条 共通編第9条（IP通信網契約申込みの方法）に規定する契約申込みの方
法として、第2種ドットフォン契約の申込みをするときは、次に掲げる事項につ
いて記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うIP通信網サービス取扱所
に提出していただきます。

- (1) 第2種ドットフォンサービスの区別
- (2) 通信チャネルの数
- (3) 削除
- (4) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

2 削除

（第2種ドットフォン契約申込みの承諾）

第18条 当社は、共通編第10条（IP通信網契約申込みの承諾）第1項の申込み
があった場合、第2種ドットフォン契約の申込者が、当社の推奨するボイスハー
ドウェア等を使用することを条件として、その請求を承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、共通編第10条第2項に規定するほか、次の
場合には、その第2種ドットフォンサービスの申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第2種ドットフォンサービスの申込みをした者が、第2種ドットフォン利用
回線に係る契約者と同一の者とならないとき。
- (2) 第2種ドットフォンサービスを利用する場所と第2種ドットフォン利用回線
に係る電気通信設備の設置場所が同一とならないとき。
- (3) 第2種ドットフォン利用回線に係る電気通信設備において、株式会社NTT
ドコモのIP通信網サービス契約約款（OCN）に定める第1種ドットフォン
サービスを利用しているとき。

（IP電話番号）

第19条 当社は、第2種ドットフォン契約ごとにIP電話番号を定めます。

2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、IP電話番
号を変更することがあります。

3 前項の規定により、IP電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことを
第2種ドットフォン契約者に通知します。

（通信チャネル数の変更）

第20条 第2種ドットフォン契約者は、通信チャネルの数の変更の請求をするこ
とができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第18条（第2種ドットフォン契約申込み
の承諾）及び共通編第10条（IP通信網契約申込みの承諾）の規定に準じて取り
扱います。

（その他の契約内容の変更）

第21条 当社は、第2種ドットフォン契約者から請求があったときは、第17条
（第2種ドットフォン契約申込みの方法）第4号に規定する契約内容の変更を行
いません。

2 前項の請求があったときは、当社は、第18条（第2種ドットフォン契約申込み
の承諾）及び共通編第10条（IP通信網契約申込みの承諾）の規定に準じて取り
扱います。

（発信番号通知）

第22条 第2種ドットフォン契約者が行う通信については、発信側の第2種ドット
フォン契約者のIP電話番号を着信側の利用者へ通知します。

ただし、次の場合については、この限りではありません。

(1) 第2種ドットフォン契約者が、自らボイスハードウェアの設定を行うことにより通知をしない設定を行ったとき（通信の発信に先立ち「186」をダイヤルした場合を除きます）。

(2) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルしたとき。

第23条 削除

（国際電話利用休止機能の提供）

第23条の2 共通編第18条（付加機能の提供）に規定するほか、当社は、第17条（第2種ドットフォン契約申込みの方法）に規定する第2種ドットフォン契約（タイプ1に係るものに限ります。）の利用申込みがあった場合は、同時に、付加機能（国際電話利用休止機能に限ります。以下この条において同じとします。）の提供開始の請求があったものとみなして取り扱います。

（第2種ドットフォン契約に基づく権利の譲渡）

第24条 当社は、共通編第13条（IP通信網契約に基づく権利の譲渡）第1項及び第2項の規定により第2種ドットフォン利用権（第2種ドットフォン契約者が第2種ドットフォン契約に基づいて第2種ドットフォンサービスの提供を受ける権利を言います。以下同じとします。）の譲渡の承認を求められたときは、共通編第13条第3項のほか、第2種ドットフォン利用回線に係る第2種利用権（株式会社NTTドコモのIP通信網サービス契約約款（OCN）に定める第2種契約者が第2種契約に基づいて第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受ける権利を言います。）の譲渡が認められない場合を除いて、これを承認します。（当社が行う第2種ドットフォン契約等の解除）

第25条 当社は、第2種ドットフォン契約者からその第2種ドットフォン契約に係る第2種ドットフォン利用回線の契約について、契約の解除又は株式会社NTTドコモのIP通信網サービス契約約款（OCN）に定める第2種契約の契約内容の変更に伴い第2種ドットフォン利用回線からそれ以外の電気通信設備への変更があった旨の届出があったとき並びにその事実を知ったときは、その第2種ドットフォン契約を解除します。

2 当社は、第2種ドットフォンサービスの提供にあたり、第2種ドットフォン利用回線の速度を計測し、第2種ドットフォンサービスの提供が困難であると当社が判断した場合、その第2種ドットフォン契約を解除することがあります。

3 削除

第3節 削除

第26条 削除

第27条 削除

第28条 削除

第29条 削除

第30条 削除

第30条の2 削除

第31条 削除

第32条 削除

第33条 削除

第34条 削除

第34条の2 削除

第34条の3 削除

第34条の4 削除

第35条 削除

第35条の2 削除

第3章の2 付加機能

（付加機能の廃止）

第35条の2の2 当社は、付加機能（特定番号通知機能に限ります。）の提供条件を満たさなくなったことを知ったときは、その付加機能を廃止します。

第4章 利用停止

(利用停止)

第 35 条の 3 当社は、共通編第 24 条（利用停止）に定めるところにより、第 2 種ドットフォンサービスの利用を停止することがあります。

2 第 1 項に規定するほか、当社は、ドットフォン契約者が次に掲げる事項（当社が別に定める規定に係るものに限り、）について、事実を告げず、又は不実のことを告げる等により、当社が別に定める書面を当社の責によらず交付（当社が別に定める場合に限り、）することができない場合、そのドットフォン契約者に対し、当該事項の確認を行うことがあります。この場合において、連絡がつかない等の理由により、料金について支払を怠るおそれがあると当社が判断した場合は、6 か月以内で当社が定める期間、そのドットフォンサービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。

- (1) ドットフォン契約者の氏名又は名称
- (2) ドットフォン契約者の住所又は居所
- (3) その他ドットフォンサービスの提供に必要な事項

(注 1) 本条第 1 項の当社が別に定める一定額は、3 万円とします。

(注 2) 本条第 2 項の当社が別に定める規定は、共通編第 10 条（IP 通信網契約申込みの方法）、第 13 条（IP 通信網契約に基づく権利の譲渡）、別記 4（IP 通信網契約者の地位の承継）及び別記 5（IP 通信網契約者の氏名等の変更）とします。

(注 3) 本条第 2 項の当社が別に定める書面は、事業法第 26 条の 2（書面交付）の規定に基づき当社が交付する書面とします。

(注 4) 本条第 2 項の当社が別に定める場合は、当社が郵便、信書便、電報その他の対面することなく書面を交付する手段で交付した書面が到達する場合とします。

第 35 条の 4 削除

第 5 章 通信

(通信利用の制限等)

第 36 条 当社は、共通編第 26 条（通信利用の制限等）のほか、利用者がドットフォンサービスを長時間継続的に利用した場合において、当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼす恐れのあるときはその利用を中断することがあります。

(回線による制約)

第 37 条 ドットフォン契約者は、共通編第 27 条（回線による制約）に規定するほか、当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表の定めるところにより、第 2 種ドットフォン利用回線を使用することができない場合（当社が別に定める理由により使用することができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）においては、ドットフォンサービスを利用することができない場合があります。また、この場合においてドットフォン契約者がボイスモードを利用しているときは、そのボイスモードの通話が切断される事があります。

2 第 2 種ドットフォン契約者（タイプ 1 に係る者に限り、）は、第 2 種ドットフォン利用回線において、株式会社 N T T ドコモの IP 通信網サービス契約約款（OCN）に定める IPv4 タイプ以外の通信プロトコルのみを利用する場合、第 2 種ドットフォンサービスを利用することはできません。

(注) 本条に規定する当社が別に定める理由は、DSL 回線に係る共通編別記 2 の (1) に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する DSL 方式に起因する事象によるものとします。

(ボイスハードウェア等による制限)

第 38 条 ドットフォン契約者は、その使用するボイスハードウェア等若しくはソフトウェア（ボイスハードウェア及びファームウェアと合わせて、ボイスハードウェア等といいます。以下、同じとします。）の種類又は通信先が使用するボイスハードウェア等の種類によって、ドットフォンサービスの一部を利用することができないことがあります。

2 当社は、前項に規定する事象について、その事実を知ったときはドットフォン契約者にそのことを通知します。

3 当社は、前項の規定により、ドットフォンサービスの一部を利用することができないことを通知した場合は、その通知した範囲に限り、第 40 条及び第 44 条並

びに共通編第 29 条（利用料金等の支払義務）及び第 40 条（責任の制限）の規定にかかわらず、その料金の支払い義務の免除又は損害の賠償を行いません。

（料金適用上必要な事項の測定等）

第 39 条 次に掲げる接続時間（以下「接続通信時間」といいます。）の測定等については、料金表第 1 表（料金）に定めるところによります。

(1) ダイヤルアウトに係る接続時間

(2) 加入電話等設備、I P 電話設備（当社が別に定めるものに限り。）及び料金表第 1 表（料金）2-2-4 のイに規定する地域から第 2 種ドットフォン利用回線（タイプ 1 に係るものに限り。）への接続時間

2 削除

（注）本条第 1 項に規定する当社が別に定めるものは、当社の I P 通信網サービス契約約款 共通編 別記 3（V o I P 協定事業者）(2)（電気通信番号規則別表第 6 号に定める電話番号に係るもの）に記載された協定事業者との相互接続に係るものとしします。

第 6 章 料金等の支払義務

（定額利用料等の支払義務）

第 40 条 共通編第 29 条に規定する料金等の支払義務として、ドットフォン契約者は、その契約に基づいて当社がドットフォンサービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）を含む料金月の翌料金月から起算して、契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止のあった日）を含む料金月までの期間（提供を開始した日を含む料金月と解除又は廃止のあった日を含む料金月が同一の月である場合は、1 か月間とします。）について、当社が提供するドットフォンサービスの態様に応じて料金表第 1 表（料金）に規定するドットフォン契約に係る利用料金（ダイヤルアウト通信料を除きます。以下「定額利用料等」といいます。）の支払いを要します。

ただし、料金表第 1 表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりドットフォンサービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 利用停止があったときは、ドットフォン契約者は、その期間中の定額利用料等の支払いを要します。ただし、共通編第 24 条（利用停止）第 2 項の規定に該当する場合は、この限りでありませぬ。この場合において利用を停止した日をドットフォン契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止のあった日）、利用の停止を解除した日をドットフォンサービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）とみなして取扱います。

(2) 前号の規定によるほか、ドットフォン契約者は、次の場合を除き、ドットフォンサービスを利用できなかった期間中の定額利用料等の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 ドットフォン契約者の責めによらない理由により、そのドットフォンサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2 欄、3 欄又は 4 欄に該当する場合及び D S L 回線の区間（共通編別記 2 の(1)に掲げる特定協定事業者の区間に限り。）において、当社が別に定める理由により全く利用できない状態となる場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限り。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのドットフォンサービスについての料金

<p>刻から起算して 24 時間以上その状態が連続したとき。</p> <p>(注) 当社が別に定める理由は、特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL方式に起因する事象によるものとします。</p>	
<p>2 当社の故意又は重大な過失によりそのドットフォンサービスを全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのドットフォンサービスについての料金</p>
<p>3 回線収容部の変更等又は移転に伴って、ドットフォンサービスを利用できなくなった期間が生じたとき (ドットフォン契約者の都合によりドットフォンサービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。)</p>	<p>利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのドットフォンサービスについての料金</p>
<p>4 ドットフォンサービスの接続休止をしたとき。</p>	<p>接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのドットフォンサービスについての料金</p>

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(ダイヤルアウト通信料の支払義務)

第 41 条 ドットフォン契約者は、そのダイヤルアウト（ドットフォン契約者が共通編別記 6（IP 通信網サービスにおける禁止事項）に規定する行為を行うことによって生じたもの又はそのドットフォン契約者以外の者が行ったものを含みます。）について、当社が測定した接続通信時間と料金表第 1 表（料金）の規定とに基づいて算定したダイヤルアウト通信料の支払いを要します。

ただし、そのダイヤルアウトについて当社の電話等サービス契約約款及び料金表に別段の定めがある場合又は料金表第 1 表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 ドットフォン契約者は、ダイヤルアウト通信料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第 1 表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、ドットフォン契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

第 42 条 削除

第 42 条の 2 削除

第 7 章 保守

(ボイスハードウェア等の使用に係る責任)

第 43 条 当社は、当社が必要と判断したときは、当社の推奨するボイスハードウェア等を変更することがあります。

2 当社は、前項の規定によりボイスハードウェア等を変更するときは、そのことをドットフォン契約者に通知します。

3 ドットフォン契約者は、前 2 項の規定によりボイスハードウェア等が変更されたときは、その使用するボイスハードウェア等を速やかに変更するものとします。

第 8 章 責任の制限

(責任の制限)

第44条 当社は、共通編第38条(責任の制限)に規定するほか、ドットフォンサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき(当社が当社の提供区間と特定協定事業者及びV o I P協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その特定協定事業者又はV o I P協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます。)は、そのドットフォンサービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合(ボイスモードの利用において、その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局(複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。以下同じとします。)より外国側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。以下本条において同じとします。)を含みます。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのドットフォン契約者の損害を賠償します。

ただし、特定協定事業者又はV o I P協定事業者が特定協定事業者又はV o I P協定事業者の契約約款及び料金表の定めるところによりその損害を賠償する場合又はそのI P通信網サービスがDSL回線の区間(当社が別に定める特定協定事業者の区間に限ります。)において当社が別に定める理由により全く利用できない状態となる場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、ドットフォンサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのドットフォンサービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金表第1表(料金)に規定する利用料金(次号に規定する利用料金を除きます。)

(2) 料金表第1表に規定するダイヤルアウト通信料(ドットフォンサービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均利用料金(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)

(注1) 本条第1項に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、共通編別記2の(1)に掲げる者としてします。

(注2) 本条第1項に規定する当社が別に定める理由は、特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL方式に起因する事象によるものとします。

(注3) 本条第2項に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、I P通信網サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間内における1日当たりの平均利用料金とします。

3 当社の故意又は重大な過失によりドットフォンサービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(注) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

第9章 雑則

第44条の2 削除

(電話番号案内)

第45条 当社は、第2種ドットフォン契約者から請求があったときは、第2種ドットフォン契約にかかるI P電話番号を特定協定事業者(当社が別に定めるもの)に限ります。以下9章において同じとします。)の契約約款等に定める電話番号案内において案内を行います。

(注) 本条に規定する当社が別に定めるものは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。

(電話帳)

第46条 当社は、第2種ドットフォン契約者から請求があったときは、別記1から3に規定するところにより第2種ドットフォン契約にかかるI P電話番号を電話帳(特定協定事業者が発行する電話帳をいいます。以下同じとします。)に掲載します。

(注) 第 45 条 (電話番号案内) に規定する電話番号案内を行わない場合については、電話帳の掲載は行いません。

(番号情報の提供)

第 47 条 当社は、当社の番号情報 (電話番号案内又は電話帳掲載に必要な情報 (第 45 条 (電話番号案内) 及び第 46 条 (電話帳) に規定する電話番号案内及び電話帳掲載を省略することとなった第 2 種ドットフォン契約者に係る番号情報を除きます。) をいいます。以下本条において同じとします。) について、番号情報データベース (番号情報を収容するために西日本電信電話株式会社が設置するデータベース設備をいいます。以下本条において同じとします。) に登録します。

2 前項の規定により登録した番号情報は、番号情報データベースを設置する西日本電信電話株式会社が電話帳発行又は番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等 (当社が別に定める者に限りです。) に提供します。

(注 1) 本条第 2 項に規定する電気通信事業者等について、当社は閲覧に供しません。

(注 2) 当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン (平成 16 年総務省告示第 695 号)」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。

(注 3) 電話番号案内のみを行うものとした番号情報については、電話番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合に西日本電信電話株式会社が提供します。

(ドットフォン契約者に対する通知)

第 48 条 ドットフォン契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- (1) 当社の Web サイトに掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、ドットフォン契約者に対する通知が完了したものとします。
- (2) ドットフォン契約者がドットフォン契約の申込みの際又はその後に当社に届けたドットフォン契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又は FAX 番号宛に FAX を送信して行います。この場合は、当社が送信した時をもって、ドットフォン契約者に対する通知が完了したものとします。
- (3) ドットフォン契約者がドットフォン契約の申込みの際又はその後に当社に届けたドットフォン契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、当社が発送した時をもって、ドットフォン契約者に対する通知が完了したものとします。
- (4) 当社がドットフォン契約者に対し、対面にて又は電話を用いて口頭で伝えまします。この場合は、その口頭で伝えた時をもって、ドットフォン契約者に対する通知が完了したものとします。
- (5) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、ドットフォン契約者に対する通知が完了したものとします。

別記

1 電話帳の普通掲載

- (1) 当社は、第2種ドットフォン契約者から請求があったときは、第2種ドットフォン契約に係るIP電話番号を電話帳（特定協定事業者（当社が別に定めるものに限ります。以下、別記3まで同じとします。）が発行する電話帳をいいます。以下同じとします。）に普通掲載として次の事項を掲載します。
- ア ドットフォン契約者又はそのドットフォン契約者が指定する者の氏名、名称又は称号のうち1
 - イ ドットフォン契約者又はそのドットフォン契約者が指定する者の職業（特定協定事業者が定める職業区分によるものとします。）のうち1
 - ウ ドットフォン契約者又はそのドットフォン契約者が指定する者の住所又は居所のうち1
- (2) (1)に規定する事項は、特定協定事業者が定める形式に従って掲載します。
- (3) (1)の規定により普通掲載として掲載できる数は、当社が別に定める数とします。
- (4) 当社は、その普通掲載が特定協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の普通掲載の取扱いを行わないことがあります。
- (注1) (1)に規定する当社が別に定めるものは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。
- (注2) (3)に規定する当社が別に定める数は、1のIP電話番号につき1とします。

2 電話帳の掲載省略

当社は、第2種ドットフォン契約者から請求があったときは電話帳への掲載を省略します。

3 電話帳の重複掲載

- (1) 当社は、第2種ドットフォン契約者から、普通掲載のほか、別記1（電話帳の普通掲載）に規定する掲載事項について、次の請求があったときは、重複掲載として電話帳に掲載します。
- ア 氏名、名称若しくは称号（普通掲載として掲載したものを除きます。）又は商品名による掲載
 - イ 普通掲載として掲載した職業区分以外の職業区分への掲載
- (2) (1)に規定する事項は、特定協定事業者が定める形式に従って掲載します。
- (3) 当社は、その重複掲載が特定協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の重複掲載の取扱いを行わないことがあります。
- (4) 第2種ドットフォン契約者は、第2種ドットフォン契約にかかるIP電話番号の電話帳の重複掲載に係る請求をしその承諾を受けたときは、料金表第3表（重複掲載に関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

4 削除

料金表

通則

(利用料金の設定)

- 1 ダイヤルアウト通信料については、当社の提供区間と特定協定事業者及びV o I P協定事業者の提供区間とを合わせて当社が設定するものとします。

ただし、特定協定事業者又はV o I P協定事業者の契約約款及び料金表に規定するところによりその特定協定事業者又はV o I P協定事業者が定める料金については、この限りではありません。

(料金の計算方法等)

- 2 当社は、ドットフォン契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。

- 3 当社は、次の場合が生じたときを除いて、定額利用料等については、日割しません。

ただし、請求書等発行手数料については、次の場合においても日割しません。

- (1) 料金月の初日以外の日によりドットフォンサービスの品目の変更により定額利用料等の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の利用料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

- (2) 第40条(定額利用料等の支払義務)第2項第2号の表(2欄の規定を除きます。)の規定(これに準ずる規定を含みます。)に該当するとき。

- (3) 6の規定に基づく起算日の変更があったとき。

- 4 3の規定による定額利用料等の日割は暦日数により行います。この場合、第40条第2項第2号の表の1欄に規定する料金の算出に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

- 4の2 3の規定による定額利用料等の日割のうち、次の料金の算出に当たっては、その料金を合算して適用します。

- (1) 削除

- (2) 料金表第1表(料金(附帯サービスの料金を除きます。))第1(利用料金)2(第2種ドットフォン契約に係るもの)の2-2-2(ユニバーサルサービス料)及び2-2-2-1(電話リレーサービス料)に規定する料金

- (3) 削除

- 5 利用料金のうち利用料及びダイヤルアウト通信料については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめドットフォン契約者の承諾を得て、3の規定にかかわらず、2以上の料金月分まとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。

- 6 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 8 ドットフォン契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定するI P通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

- 9 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金等の一括後払い)

- 10 当社は、当社に特別の事情がある場合は、8及び9の規定にかかわらず、ドットフォン契約者の承諾(電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第22条の2の3に規定する説明を事前に行った場合を含みます。)を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(過払金の相殺)

- 11 当社は、1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払いが発生したときは、それ以後の料金月の料金でその過払金を相殺して返還することがあります。

(前受金)

- 12 当社は、料金又は工事に関する費用について、ドットフォン契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

- 13 第 40 条 (定額利用料等の支払義務)、第 41 条 (ダイヤルアウト通信料の支払義務) の規定及び共通編第 31 条 (工事費の支払義務) の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額 (税抜価格 (消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。)) に基づき計算された額とします。) に消費税相当額を加算した額とします。

- 13 の 2 13 に規定するほか、料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額については、消費税法及び同法に関する法令の規定に基づき当社が別に定めるとおりとします。

(注) 当社が別に定める内容は、次のとおりとします。

- (1) 次に掲げる料金については、消費税相当額を加算しません。

ア 料金表第 1 表 (料金) 第 1 (利用料金) の 2 (第 2 種ドットフォン契約に係るもの) の 2-2 (料金額) の 2-2-4 (ダイヤルアウト通信料) のイ (通信のうち本邦と外国との間で行われるもの) に規定する料金

イ 削除

- (2) この料金表に規定する料金その他の債務 (法令の規定により消費税相当額が課されないものを除きます。) の額は、税抜価格とし、かつこ内の料金額は、税込価格 (消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。) を表示します。この約款において料金表以外についても同様とします。

- (3) 13 に規定する算定方法により、支払いを要することになった額は、料金表に表示された額 (税込価格) の合計と異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

- 14 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は料金等の減免を行ったときは、関係の IP 通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1 削除

2 第2種ドットフォン契約に係るもの

2-1 適用

区 分	内 容
(1) 第2種ドットフォン契約者が行うダイヤルアウトに係る通信品質	第2種ドットフォン契約者が行うダイヤルアウトの通信品質は利用形態等により変動することがあります。
(2) ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用	2-2-2に規定するユニバーサルサービス料及び2-2-2-1に規定する電話リレーサービス料は、IP電話番号（付加機能（番号送出機能とします。）を利用する追加番号を含みます。）1番号ごとに適用します。
(3) 接続通信時間の測定等	<p>ア 当社は、第2種ドットフォンサービスに係る通信のうちダイヤルアウト及び加入電話等設備、IP電話設備（当社が別に定めるものに限ります。）及び料金表第1表（料金）2-2-4のイに規定する地域から第2種ドットフォン利用回線への通信について接続通信時間を測定します。</p> <p>ただし、第4条（ダイヤルアウト）の規定にかかわらず、本料金表においては、第2種ドットフォン契約者が、その第2種ドットフォンサービスに係る第2種ドットフォン利用回線以外から通信を行った場合もダイヤルアウト通信とみなし接続通信時間を測定します。</p> <p>イ 接続通信時間は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>ウ 当社の設置した電気通信設備の故障等利用者の責任によらない理由により接続を打ち切った場合は、2-2（料金額）に規定する分数に満たない端数の接続時間は、イに規定する接続通信時間には含みません。</p> <p>（注）本欄アに規定する当社が別に定めるものは、当社のIP通信網サービス契約約款 共通編 別記3（V o IP協定事業者）(2)（電気通信番号規則別表第6号に定める電話番号に係るもの）に記載された協定事業者との相互接続に係るものとしてします。</p>
(4) 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の料金の取扱い	<p>ア 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合のダイヤルアウト通信料は次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去1年間の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定できなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。</p> <p>(2) (1)以外の場合</p> <p>把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均のダイヤルアウト通信料が最低とな</p>

る値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。

イ 削除

(注1) 本欄アに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。

- (1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合
機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
- (2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合
機器の故障等により正しく算定することができなかった日前的実績が把握できる期間における1日平均のダイヤルアウト通信料又は故障等の回復後の7日間における1日平均のダイヤルアウト通信料のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

(5) 選択制によるダイヤルアウト通信料の月極割引の適用

ア 当社は、第2種ドットフォン契約者（タイプ1に係る者に限り、以下、この欄において同じとします。）からこの月極割引の申出があった場合には、次表に規定する定額料を追加で支払うことを条件に、第2種ドットフォン利用回線に係る支払いを要するダイヤルアウト通信料（イに記載する通信料に限り、）について、2-2-4の規定により算出した額にかかわらず、その月額累計額について無料とします。

定額料	1の通信チャネル毎に月額	300円 (330円)
-----	--------------	----------------

イ この月極割引の対象となるダイヤルアウト通信料は、次に掲げるものに限り、

- (1) 2-2-4のアの(ア)に定めるもののうち共通編別記17の(4)のイの(ア)に規定する当社に係るものに対して行われるダイヤルアウト通信料
- (2) 2-2-4のアの(エ)に定めるダイヤルアウト通信料

ウ 当社は、この月極割引の申出があった場合は、次のいずれかに該当する場合を除き、これを承諾します。

- (1) アの規定によりこの月極割引適用の申込みをした第2種ドットフォン契約者が、その料金について支払うことを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

エ この月極割引に係る料金の月間累計は、料金月単位で行います。

オ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。ただし、適用開始の料金月において、第2種ドットフォンサービスの提供が開始されていない場合は、その第2種ドットフォンサービスの提供を開始した日を含む料金月より適用を開始します。

カ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、第2種ドットフォン契約の解除があったとき、この月極割引を廃止します。

キ この月極割引の廃止があった場合、月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通信に関する料金について、この月極

	<p>割引を適用し、定額料の支払いを要します。ただし、月極割引の適用の申出を当社が承諾した日を含む料金月と同一料金月内に廃止があった場合には、この月極割引は適用しません。</p> <p>ク 当社は、通則3の規定にかかわらず、定額料については、日割しません。</p> <p>ケ この月極割引の適用にあたっては、その第2種ドットフォン契約に係るすべての通信チャネル（追加通信チャネルを含みます。）に対してこの月極割引を適用する必要があり、契約通信チャネル単位で定額料の支払いを要します。</p> <p>コ 2-2-3（付加機能利用料）に規定する番号情報送受信機能及び代表機能を利用している第2種ドットフォン契約者は、この月極割引の適用にあたっては、その機能を利用するすべての第2種ドットフォン契約に係るすべての通信チャネルに対してこの月極割引を適用する必要があり、契約通信チャネル単位で定額料の支払いを要します。</p> <p>サ この月極割引の適用を受けている第2種ドットフォン契約者は、1の料金月を通じて本欄イに記載する通信を全く行わなかった場合においても、定額料の支払いを要します。</p>
(6) 削除	削除

2-2 料金額

2-2-1 定額料

1の契約者識別符号ごとに月額

区 分			料 金 額
タイプ1	プラン1	プラン2以外のもの	700円 (770円)
			1,400円 (1,540円)
	プラン2	利用通信チャネル数が4のものであり、当社が別に定める提供条件に基づき契約を申込みのもの	980円 (1,078円)
<p>備考</p> <p>タイプ1のプラン2の場合において、当社が定める提供条件は当社のWebサイト(https://www.ntt.com/business/services/voice-video/voip/phone-office/attention.html)に記載する「4ch・4番号バリューパックについて」のとおりとします。</p>			

2-2-2 ユニバーサルサービス料

区 分	単 位	料 金 額
ユニバーサルサービス料	1のIP電話番号ごとに月額	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額(基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額に消費税相当額を加算した額)

備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ (<https://www.tca.or.jp/universalservice/>) で公表します。

2-2-2-1 電話リレーサービス料

区 分	単 位	料 金 額
電話リレーサービス料	1のIP電話番号ごとに月額	電話リレーサービス支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価の月額と同額(電話リレーサービス支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価の月額と同額に消費税相当額を加算した額)
備考 電話リレーサービス支援機関が総務大臣に認可を受けた番号単価及びその適用期間は、当社のWebサイト (https://www.ntt.com/about-us/cs/univ.html) に掲載するものとします。		

2-2-3 付加機能利用料

区 分	単 位	料金額
番号情報送 出機能	追加番号1 番号毎に月 額	50円 (55円)
備考	<p>この機能を利用する第2種ドットフォン契約者に係る第2種ドットフォン利用回線に着信があった場合に、そのIP電話番号又は追加番号(第19条に基づき当社が定めるIP電話番号以外の番号であって、この機能を利用するための番号をいいます。以下この欄において同じとします。)の情報を、その第2種ドットフォン利用回線に接続される端末等設備に送出する機能</p> <p>1 当社は、タイプ1に係る第2種ドットフォン契約者に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 この機能には代表機能が含まれるため、代表機能を別途利用する必要はありません。</p> <p>3 この機能において利用することのできる番号の数は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>4 追加番号に関するその他の取扱いについては、第19条の規定に準ずるものとします。</p> <p>(注) 本欄3に規定する当社が別に定める番号の数は、当社のWebサイト (https://www.ntt.com/business/services/voice-video/voip/phone-office/attention.html) 「オプションサービス」の「050ダイヤルインサービス」に掲げるものとします。</p>	
通信チャ ネル追 加	追加通信チャ ネル数1 毎に月額	100円 (110円)
	1 追加通信チャネルとは、第17条に基づき第2種ドットフォン契約者が申し出る通信チャネル数以外に通信ができるものをいいます。	

機能	備考	2 当社は、第 17 条に基づき第 2 種ドットフォン契約者が申し出る通信チャネルの数が 4 の場合に限り、本機能を提供します。 3 この機能において利用することのできる通信チャネルの数は、当社が別に定めるところによります。 (注) 本欄 3 に規定する当社が別に定める通信チャネルの数は、当社の Web サイト (https://www.ntt.com/business/services/voice-video/voip/phone-office/attention.html 「オプションサービス」の「追加 ch サービス」(タイプ 1 に係るものに限ります。)) に掲げるものとし ます。		
代表機能		2 以上の IP 電話番号について、それらの IP 電話番号を代表する IP 電話番号を定め、その代表番号に着信があった場合に、その代表番号を代表とする IP 電話番号 (以下この欄において「子番号」といいます。) のうち、通信中でないいずれか 1 の子番号に着信することができるようにする機能		—
	備考	1 当社は、タイプ 1 に係る第 2 種ドットフォン契約者に限り、この機能を提供します。 2 番号情報送付機能にはこの機能が含まれるため、番号情報送付機能と同時に利用する必要はありません。 3 代表番号とは、この機能を利用するための IP 電話番号をいいます。		
代表番号通知機能		この機能を利用する第 2 種ドットフォン契約に係る任意の IP 電話番号 (代表機能の提供を受けているものに限ります。) から行う通信について、その IP 電話番号に替えて、代表番号を通信先に通知する機能		—
転送等機能	転送機能	この機能を利用する第 2 種ドットフォン契約に係る番号に着信する通信を、第 2 種ドットフォン契約者があらかじめ指定した他の電話番号等に転送することができるようにする機能	1 の番号毎に月額	300 円 (330 円)
	留守番電話機能	この機能を利用する第 2 種ドットフォン契約に係る番号に着信した通話のメッセージの録音、録音したメッセージの再生及びメッセージが録音されたことをその第 2 種ドットフォン契約者又はその第 2 種ドットフォン契約者が指定したものに対し当社が別に定める方法により通知する機能 (注) 当社が別に定める方法は、当社の Web サイト (https://www.ntt.com/business/services/voice-video/voip/phone-office/option.html 「転送・留守番サービス」) に掲げるものとし ます。		
	備考	1 当社は、タイプ 1 に係る IP 電話番号、番号情報送付機能に係る追加番号に限り、本付加機能を提供します。		

		<p>2 転送機能に係る通信については、発信者からこの機能に係る I P 電話番号への通信とこの機能に係る I P 電話番号からの転送先の番号へのダイヤルアウト通信の 2 の通信として取り扱います。</p> <p>3 当社は、この転送機能に係る転送先からその転送される通信について、間違いのためその転送が行われないようにしてほしい旨の申し出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。</p> <p>4 録音したメッセージは当社が別に定める時間経過後に消去します。</p> <p>5 当社は、本付加機能が契約者の期待どおりの品質を有すること、その作動が中断されないこと及びその作動又はデータに誤りがないことを保証するものではありません。</p> <p>6 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないときは、本付加機能に係る、現に設定中の転送先、転送の条件、録音されたメッセージその他の情報等を消去することがあります。</p> <p>7 本付加機能に係る設定方法、転送することができる転送先、転送条件及びその数、録音できるメッセージの数及び時間その他の条件等については、当社が指定するところによります。</p> <p>(注) 本欄 4 に規定する当社が別に定める時間は、当社の W e b サイト (https://www.ntt.com/business/services/voice-video/voip/phone-office/attention.html) 「オプションサービス」の「転送・留守番サービス 留守番機能について」に掲げるものとします。</p>		
着信拒否機能	発信番号非通知着信拒否機能	<p>この機能を利用する第 2 種ドットフォン契約者の第 2 種ドットフォンサービスに係る番号において、発信電話番号等が通知されない通信（当社が別に定める通信を除きます。）に対して、その発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する機能</p> <p>(注) 当社が別に定める通信は、公衆電話からの通信、外国からの通信を含む発信番号を受信できない通信とします。</p>	1 の番号毎に月額	300 円 (330 円)
	指定番号着信拒否機能	<p>この機能を利用する第 2 種ドットフォン契約者の第 2 種ドットフォンサービスに係る番号において、登録応答装置（その第 2 種ドットフォン契約者が指定した電話番号等（当社が別に定めるものに限り）を登録し、その登録された電話番号からの以後の着信に対して拒否する旨の案内を自動的に行う装置）を利用して提供する機能</p> <p>(注) 当社が別に定めるものは、0 から始まる 9 桁から 11 桁までの本邦の電話番号（00 から始まる電話番号を除きます。）とします。</p>		
備考		<p>1 当社は、タイプ 1 に係る I P 電話番号及び追加番号（番号情報送出機能に係るものに限り）に限り、本付加機能を提供します。</p>		

	<p>2 当社は本機能を利用し、発信者電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答又は現に登録中の電話番号等からの着信に対して拒否する旨を案内する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。</p> <p>3 当社は、本機能を利用し、発信者電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答又は現に登録中の電話番号等からの着信に対して拒否する旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>4 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないときは、本付加機能に係る、現に登録中の電話番号及びその他の情報等を消去することがあります。</p> <p>5 本付加機能に係る設定方法、登録可能な電話番号数その他の条件等については、当社が指定するところによります。</p> <p>6 追加番号で本付加機能を利用する場合は、その追加番号に係る第2種ドットフォン契約のIP電話番号においても本付加機能を利用するものとします。</p> <p>7 追加番号において本付加機能を利用する場合は、付加機能利用料を1の追加番号につき月額200円(220円)減額して適用します。</p>		
特定番号通知機能	この機能を利用する第2種ドットフォン契約に係るIP電話番号(当社の電話等サービス契約約款において当社が付与する着信課金番号又は特定着信番号による着信が可能なもの(そのIP電話番号が代表機能を利用している場合は、代表番号通知機能を利用しているIP電話番号を含みます。)に限り)から行う通信について、そのIP電話番号に替えて、着信課金番号又は特定着信番号を通信先に通知する機能	1の番号ごとに月額	100円 (110円)
備考	<p>1 当社は、第2種ドットフォンサービス(タイプ1)に限り本付加機能を提供します。</p> <p>2 この機能のお申込みに当たっては、利用する当社の電話等サービス契約約款において当社が付与する着信課金番号又は特定着信番号をあらかじめ通知していただきます。</p> <p>3 当社は、この機能のお申込みをした者とあらかじめ通知していただいた着信課金番号又は特定着信番号を利用している者とは同一の者とならない場合には、この機能のお申込みを承諾しないことがあります。</p>		
国際電話利用休止機能	その第2種ドットフォンサービスに係るIP電話番号又は追加番号において、国際通信を規制する機能		—
備考	当社は、タイプ1に係る第2種ドットフォン契約者に限り、この機能を提供します。		

2-2-4 ダイアルアウト通信料
ア イ以外に係るもの

(ア) 共通編別記 17 の(4)のイの(イ)に係るもの

単 位	料 金 額
1 の通信につき接続通信時間 3 分までごとに	8 円 (8.8 円)

(イ) 共通編別記 17 の(4)のイの(ウ)に係るもの

単 位	料 金 額
1 の通信につき接続通信時間 1 分までごとに	16 円 (17.6 円)

(ウ) 削除

(エ) I P 電話設備のうち、当社に係るものであって電気通信番号規則別表第 1 号に定める電話番号を用いるもの

単 位	料 金 額
1 の通信につき接続通信時間 3 分までごとに	8 円 (8.8 円)

(オ) I P 電話設備のうち、共通編別記 3 に係るもの

単 位	料 金 額
1 の通信につき接続通信時間 3 分までごとに	8 円 (8.8 円)

イ 通信のうち本邦と外国（インマルサットシステム又はボーダフォン（マルタ）に係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。）との間で行われるもの

（単位：円）

地域	料金額	1 の通信につき接続通信時間 1 分までごとに
アイスランド共和国		70
アイルランド		20
アゼルバイジャン共和国		70
アセンション島		250
アゾレス諸島		35
アフガニスタン・イスラム共和国		160
アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）		9
アラブ首長国連邦		50
アルジェリア民主人民共和国		127
アルゼンチン共和国		50
アルバ		80
アルバニア共和国		120
アルメニア共和国		202

アンギラ	80
アンゴラ共和国	45
アンティグア・バーブーダ	80
アンドラ公国	41
イエメン共和国	140
イスラエル国	30
イタリア共和国	20
イラク共和国	225
イラン・イスラム共和国	80
インド	80
インドネシア共和国	45
ウガンダ共和国	50
ウクライナ	50
ウズベキスタン共和国	100
ウルグアイ東方共和国	60
英領バージン諸島	55
エクアドル共和国	60
エジプト・アラブ共和国	75
エストニア共和国	80
エスワティニ王国	45
エチオピア連邦民主共和国	150
エリトリア国	125
エルサルバドル共和国	60
オーストラリア連邦	20
オーストリア共和国	30
オマーン国	80
オランダ王国	20
オランダ領アンティール	70
ガーナ共和国	70
カーボベルデ共和国	75
ガイアナ共和国	80
カザフスタン共和国	70
カタール国	112
カナダ	10
カナリア諸島	30
ガボン共和国	70

カメルーン共和国	80
ガンビア共和国	115
カンボジア王国	90
ギニア共和国	70
ギニアビサウ共和国	250
キプロス共和国	45
キューバ共和国	112
ギリシャ共和国	35
キリバス共和国	155
キルギス共和国	140
グアテマラ共和国	50
グアドループ島	75
グアム	20
クウェート国	80
クック諸島	155
グリーンランド	91
クリスマス島	20
グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国	20
グレナダ	80
クロアチア共和国	101
ケイマン諸島	70
ケニア共和国	75
コートジボワール共和国	80
ココス・キーリング諸島	20
コスタリカ共和国	35
コソボ共和国	120
コモロ連合	80
コロンビア共和国	45
コンゴ共和国	150
コンゴ民主共和国	75
サイパン	30
サウジアラビア王国	80
サモア独立国	80
サントメ・プリンシペ民主共和国	200
ザンビア共和国	70
サンピエール島・ミクロン島	50

サンマリノ共和国	60
シエラレオネ共和国	175
ジブチ共和国	125
ジブラルタル	90
ジャマイカ	75
ジョージア	101
シリア・アラブ共和国	110
シンガポール共和国	30
シント・マールテン島	70
ジンバブエ共和国	70
スイス連邦	40
スウェーデン王国	20
スーダン共和国	125
スペイン	30
スペイン領北アフリカ	30
スリナム共和国	80
スリランカ民主社会主義共和国	75
スロバキア共和国	45
スロベニア共和国	100
赤道ギニア共和国	120
セネガル共和国	125
セルビア共和国	120
セントクリストファー・ネイビス	79
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	80
セントヘレナ島	250
セントルシア	80
ソマリア民主共和国	125
ソロモン諸島	159
タークス・カイコス諸島	80
タイ王国	45
大韓民国	30
台湾	30
タジキスタン共和国	60
タンザニア連合共和国	80
チェコ共和国	45
チャド共和国	250

中央アフリカ共和国	127
中華人民共和国	29
チュニジア共和国	70
朝鮮民主主義人民共和国	129
チリ共和国	35
ツバル	120
デンマーク王国	30
ドイツ連邦共和国	20
トーゴ共和国	110
トケラウ諸島	159
ドミニカ共和国	35
ドミニカ国	112
トリニダード・トバゴ共和国	55
トルクメニスタン	110
トルコ共和国	45
トンガ王国	105
ナイジェリア連邦共和国	80
ナウル共和国	110
ナミビア共和国	80
ニウエ	159
ニカラグア共和国	55
ニジェール共和国	70
ニューカレドニア	100
ニュージーランド	25
ネパール	106
ノーフォーク島	79
ノルウェー王国	20
バーレーン王国	80
ハイチ共和国	75
パキスタン・イスラム共和国	70
バチカン市国	20
パナマ共和国	55
バヌアツ共和国	159
バハマ国	35
パプアニューギニア独立国	50
バミューダ諸島	50

パラオ共和国	100
パラグアイ共和国	60
バルバドス	75
パレスチナ	30
ハワイ	9
ハンガリー共和国	35
バングラデシュ人民共和国	70
東ティモール民主共和国	126
フィジー諸島共和国	50
フィリピン共和国	35
フィンランド共和国	30
ブータン王国	70
プエルトリコ	40
フェロー諸島	75
フオー克兰ド諸島	190
ブラジル連邦共和国	30
フランス共和国	20
フランス領ギアナ	50
フランス領ポリネシア	50
フランス領ワリス・フテュナ諸島	230
ブルガリア共和国	80
ブルキナファソ	80
ブルネイ・ダルサラーム国	62
ブルンジ共和国	70
米領サモア	50
米領バージン諸島	20
ベトナム社会主義共和国	85
ベナン共和国	80
ベネズエラ・ボリバル共和国	50
ベラルーシ共和国	80
ベリーズ	55
ペルー共和国	55
ベルギー王国	20
ポーランド共和国	40
ボスニア・ヘルツェゴビナ	60
ボツワナ共和国	75

ボリビア共和国	55
ポルトガル共和国	35
香港	30
ホンジュラス共和国	65
マーシャル諸島共和国	110
マイヨット島	150
マカオ	55
マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国	80
マダガスカル共和国	160
マディラ諸島	35
マラウイ共和国	127
マリ共和国	55
マルタ共和国	70
マルチニーク島	55
マレーシア	30
ミクロネシア連邦	79
南アフリカ共和国	75
南スーダン共和国	125
ミャンマー連邦	90
メキシコ合衆国	35
モーリシャス共和国	70
モーリタニア・イスラム共和国	80
モザンビーク共和国	127
モナコ公国	25
モルディヴ共和国	105
モルドバ共和国	101
モロッコ王国	70
モンゴル国	60
モンセラット	112
モンテネグロ共和国	120
ヨルダン・ハシミテ王国	110
ラオス人民民主共和国	105
ラトビア共和国	90
リトアニア共和国	60
リビア共和国	70
リヒテンシュタイン公国	30

リベリア共和国	75
ルーマニア	60
ルクセンブルク大公国	35
ルワンダ共和国	125
レソト王国	70
レバノン共和国	112
レユニオン	70
ロシア連邦	45
インマルサットA e r o	700
インマルサットB G A N / F B / S B	209
インマルサットF	209
インマルサットB G A N / F B / S B (H S D)	700
インマルサットF (H S D)	700
イリジウム衛星携帯電話	250
スラーヤ衛星携帯電話	175
ボーダフォン (マルタ)	700
備考	
1 第2種ドットフォンサービスにおける、外国への通信の取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。	
2 本邦とインマルサットシステム又はボーダフォン (マルタ) に係る移動地球局との間で行われる通信については、その着信先となる移動地球局の所在地にかかわらず、国際通信として取り扱います。	
3 通則 13 (消費税相当額の加算) の規定にかかわらず、この表に規定する料金は消費税課税対象外とします	

2-2-5 削除

3 削除

第2 削除

第2表 工事に関する費用（工事費（附带サービスの工事費を除きます。））

1 適用

区 分	内 容				
(1) 交換機等工事費の適用	<p>工事費は、施工した工事に係る交換機等工事費を適用します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">交換機等工事費の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">交換機等工事費</td> <td>I P 通信網サービス取扱所に設置される交換設備、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	交換機等工事費の適用	交換機等工事費	I P 通信網サービス取扱所に設置される交換設備、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。
区 分	交換機等工事費の適用				
交換機等工事費	I P 通信網サービス取扱所に設置される交換設備、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。				
(2) 割増工事費の適用	<p>当社は、ドットフォン契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社の I P 通信網サービスに係る業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります。この場合の割増工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額とします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">工事を施工する時間帯</th> <th style="text-align: center;">割増工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、終日とします。）</td> <td>その工事に関する工事費の額に1.6を乗じた額</td> </tr> </tbody> </table>	工事を施工する時間帯	割増工事費の額	午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、終日とします。）	その工事に関する工事費の額に1.6を乗じた額
工事を施工する時間帯	割増工事費の額				
午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、終日とします。）	その工事に関する工事費の額に1.6を乗じた額				
(3) 工事費の適用除外	<p>次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。</p> <p>ア 削除</p> <p>イ 国際電話利用休止機能又は国際電話発信機能の利用の開始に関する工事</p> <p>ウ 第2種ドットフォンサービス（タイプ1に係るものに限り）の提供の開始、通信チャネル数追加機能の利用の開始又は選択制による通信料の月極割引の適用の開始と同時に、その第2種ドットフォン契約に係る I P 電話番号において行う付加機能（通信チャネル数追加機能、転送等機能又は着信拒否機能に限り）の利用の開始又は選択制による通信料の月極割引の適用の開始に関する工事</p> <p>エ 第2種ドットフォン契約（タイプ1に係るものに限り）に係る番号情報送出機能の利用の開始に関する工事と同時に、その番号情報送出機能に係る追加番号において行う付加機能の利用の開始に関する工事</p> <p>オ 第2種ドットフォン契約（タイプ1に係るものに限り）に係る付加機能の利用の開始に関する工事のうち、代表機能又は代表番号通知機能に係るもの</p>				
(4) 工事費の減額適用	<p>当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。</p>				

2 工事費の額

2-1 削除

2-2 第2種ドットフォンサービスに関するもの

2-2-1 タイプ1に係るもの

第2種ドットフォンサービス（タイプ1に係るものに限り。）の利用開始、通信チャネル数の変更、選択制による通信料の月極割引の適用の開始、若しくはその他利用内容の変更、又は付加機能の利用の開始に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
交換機等 工事費	ア イ～オ以外の工事	1 契約ごとに	2,000 円 (2,200 円)
	イ ウ以外の付加機能の利用の開始に関する工事	1 の番号ごとに	500 円 (550 円)
	ウ 付加機能（通信チャネル数追加機能に限り。）の利用の開始に関する工事	1 契約ごとに	2,000 円 (2,200 円)
	エ 選択制による通信料の月極割引の適用の開始に関する工事	1 契約ごとに	2,000 円 (2,200 円)
	オ 付加機能（特定番号通知機能に限り。）の利用の開始に関する工事	1 の番号ごとに	1,000 円 (1,100 円)
備考 第2種ドットフォンサービス（タイプ1に係るものに限り。）に関する工事については、1（適用）の(2)欄の規定を適用しません。			

2-2-2 削除

2-3 削除

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 重複掲載に関する料金

区 分		単 位	料 金 額
重複掲載料	第2種ドットフ ォン契約に係る もの	1掲載ごとに(月額)	40円(44円)

第2 支払証明書の発行手数料

支払証明書1枚ごとに 400円(440円)

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代(消費税相当額を含みます。)及び郵送料(実費)が必要な場合があります。

第3 削除